

甲府市立里垣小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長に重大な害を及ぼし、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての児童・生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

とりわけ「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があります。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定しました。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 2 条)

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には、以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。
 - ・いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
 - ・「いじめは子供の成長にとって必要な場合もある」という考えは認められない。
- (2) いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な態様がある。「けんか」「ふざけ合い」等も、背後にある事情を調査する。
- (5) 「いじめは、いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視し続ける必要がある。
- (8) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校、家庭、地域社会など、全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

1 「いじめ対策委員会」の構成員

学校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任

必要に応じ，スクールカウンセラーにも委員会への出席を要請する。

2 「いじめ対策委員会」の役割

① 日常的な役割

定期的に委員会を開催し，児童の生活について情報交換を行う。

② 「いじめ」が疑われる事案が発生した際の役割

教師の日常的な観察，児童アンケートの結果や保護者からの連絡などから「いじめ」が疑われる事案がある場合，実態把握（関係者・いじめの態様など）の方法・実態把握から得られた情報の精査・対応策の検討・対応後の経過観察のしかたなどについて協議を行うとともに，実行について責任を持って指導にあたる。

3 「いじめ対策委員会」の開催

定期的な会合を毎学期1回開催するものとする。なお、「いじめ」が疑われる事案が発生した際には，緊急に委員を招集して開催するものとする。

3 未然防止の取り組み

いじめ問題において「いじめが起らない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要となる。

未然防止の基本は，好ましい人間関係を築き，確かな学力と豊かな心を育て，規則正しい生活態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。すべての児童が活躍できる場面を創り出すという視点で「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば，トラブルが発生しても，それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずである。

「ひとりひとりの居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードにした学校づくりを推進し，すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て，互いを認め合うことができる人間関係・学校風土を創り出していく。

さらに，学校の教育活動全体を通じ全ての児童に「いじめは決して許さない」ことへの理解を促すとともに，道徳教育の充実を図る。また，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合える態度を組織的に育てていく。

4 早期発見の取り組み

いじめは，早期発見が早期解決につながる。早期発見のためには，日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは，教職員や保護者などの大人が気づきにくいところで発生しており，潜在化しやすいということ認識する必要がある。そのため，周囲にいる大人が，児童の些細な言動から小さな変化を敏感に察知し，表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取ることでできる感性を高め，いじめを見逃さない力を向上させることが重要である。

私たち教職員は，日頃から，児童が示す変化や危険信号を見逃すことのないようにアンテナを高く

保つとともに、積極的に児童と関わることを通じて、いじめの兆候をつかむようにして行く。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめについて相談しやすい体制を整え、実態把握に取り組むものとする。

さらに、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者も連携して情報を収集するように努めていく。

【早期発見のための手立て】

① 児童アンケート調査

「友達関係についてのアンケート」を毎学期1回実施する。

② 個人ノート、生活ノート、日記などの活用

児童の心身の発達状況に合わせ、日常生活の中のわずかな変化を見取るために活用する。

③ 個人面接

児童の心身の発達状況に合わせ、必要に応じて担任と児童との面接を行う。

④ 教育相談

児童の平素の様子から担任やスクールカウンセラーが必要と判断した場合や、児童本人からの申し出があった場合、あるいは、保護者からの要請があった場合にスクールカウンセラーと児童との面談を実施する。

また、教職員の業務の見直しを行うことで、教職員が保護者や児童から相談に応じる体制を確保する。

⑤ 日々の観察

担任教師だけでなく、学年の教師や交換授業・TT支援として学級に入る教師の日々の観察において、いじめの兆候を把握する。

⑥ 保健室における様子

養護教諭が来室する児童について把握した、児童の心身の健康についての情報を活用する。

⑦ 友達からの情報

いじめを受けている児童は自分では「いじめを受けている」とは言いにくい状況になりがちであるため、周囲にいて様子を知っている児童からの情報はとても重要になる。その際、話をしてくれた児童の立場を守ることに最大限の注意を払うことも合わせて行う。

⑧ 保護者からの相談

児童の様子について保護者から相談があった内容については、安易に「心配ない」という対応をせず、「いじめとの関連はないか」と検討するようにしていく。

⑨ 地域の方からの情報

登下校時や放課後・休日に地域で遊んでいる時などに「いじめ」の兆候が見られることも考えられる。地域の方はそういった場面と出会うことも考えられるため、事前に「些細なことでも連絡をいただきたい」旨を連絡しておき、情報提供に協力を求めていく。

5 いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を行うようにする。その際、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児

童を指導するようにする。また、謝罪や責任を形式的に求めたり問うたりすることに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

いじめが「解消」したと判断するためには、いじめに関わる行為が少なくとも3ヶ月は止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たしていることを確認する。ただし、「解消」している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があるため、加害児童及び被害児童を日常的に注意深く観察していく。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得ながら、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たるようにする。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見・通報を受けた「いじめ」の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連絡を取り、所轄の警察署と相談する。

いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

いじめが「重大な事態」と判断された場合は、設置者からの指示に従って必要な対応を行う。また、平時から対応する組織を設置しておく。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が心的な不安を訴えている場合には、スクールカウンセラーの支援を受けながら支援体制をとる。また、「いじめられた」という情報が一人歩きすることによる二次被害を招かないような配慮を行う。児童の保護者についても、必要に応じてスクールカウンセラーとの面談の機会を確保したり、一連の対応が終了した後も定期的に連絡を取ったりしながら不安を解消できるような支援を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

「いじめた」という事実は拭い去ることはできないが、今後の生活の仕方に今回のことを生かしていくことが大切であるということを伝えていく。また、保護者には、「いじめ」を行った児童にも心的な支援が必要なことを伝え、必要があればスクールカウンセラーとの面談の機会を確保することを話す。それとともに、保護者自身の子育てについての悩みなどをスクールカウンセラーや教職員に相談していただきたい旨を伝えるようにする。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが起きた集団においては、被害児童・加害児童以外の児童もいじめを傍観したことやいじめを止められなかったことについて悩みを抱える児童がいることが想定される。そのため、これからのように生活していくことが大切なのか、また、いじめを見聞きした際にどのような行動を取ることができるようになって欲しいのかといったことを端的に伝えていく。必要に応じて、スクールカウンセラーによる面談も実施する。

6 ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめへの対応は、その実態が把握しづらいという特性がある。予防策として、情報モラル教育を年間指導計画に位置付け、指導の充実を図る。さらに、家庭にも協力を求める中で、携帯電話やスマートフォンなどを安易に買い与えない、使用については保護者が責任を持つなどといったことを要請していく。さらに、ネット上でいじめが発生したことを把握した場合、必要に応

じて、警察にも協力を求めて厳正に対処することも周知していく。

6 その他の留意事項

1 組織的な指導体制の確立

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が問題を抱え込むのではなく、学校における「いじめの対策委員会」で情報共有を図り、組織的に対応することが重要である。いじめが発生した場合の組織的な対応を可能とするとように、平素よりこれらの対応のあり方について共通理解を図るようにする。

2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題について、その発生の経過や対応の仕方などについて研修を実施することにより、いじめ発生時に適切に対応できるようにする。特に、ネット上のいじめについては、教職員の知識では対応できないことが多いため、専門家の指導を受けることが重要である。

3 校務の効率化の実現

児童と向き合う時間の確保は、いじめの早期発見のために、まずもって実現されなければならない。そのために、校務全般を見直し効率化・合理化をさらに推進していく。

4 学校評価との関連

「いじめを発生させない」「いじめの兆候を見逃さない」「いじめの発生時に素早く適切に対応する」といった事柄を学校評価の評価項目に据え、自己評価・学校関係者評価などにおいて点検を行っていく。

5 地域や家庭との連携

いじめの行為は学校内だけで起こるものではない。そのため、平素より地域や家庭に対して、いじめにつながる行為がないかどうか留意しながら児童を見守っていただけるように学校だよりを通じて呼びかけを行っていく。さらに、スクールカウンセラーによる講話などの機会も設定し、児童の心理面の発達について学びを深めていただけるようにしていく。

7 いじめ防止指導計画

別表の通り、いじめ防止指導計画を作成した。

付則 平成 26 年 4 月 1 日 甲府市立里垣小学校 いじめ防止基本方針 策定
平成 30 年 甲府市立里垣小学校 いじめ防止基本方針 一部改訂

(別表) いじめ防止指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	PTA 総会にて啓発を行う			いじめ対策委員会	教員研修の開催	
	いじめ事案発生時に、緊急対応会議を招集					
防止対策	学級づくり・人間関係づくり			夏季休業中の生活指導と反省		
早期発見			友達関係についてのアンケート①			
	教育相談の希望への対応					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議		いじめ対策委員会				いじめ対策委員会
	いじめ事案発生時に、緊急対応会議を招集					
防止対策	望ましい集団のあり方と、集団と各自の関係のあり方についての指導					
早期発見		友達関係についてのアンケート②	保護者アンケート(学校評価)		友達関係についてのアンケート③	
	教育相談の希望への対応					

※、防止対策として、人権についての学習、情報モラルについての学習を年間指導計画に基づき行う。